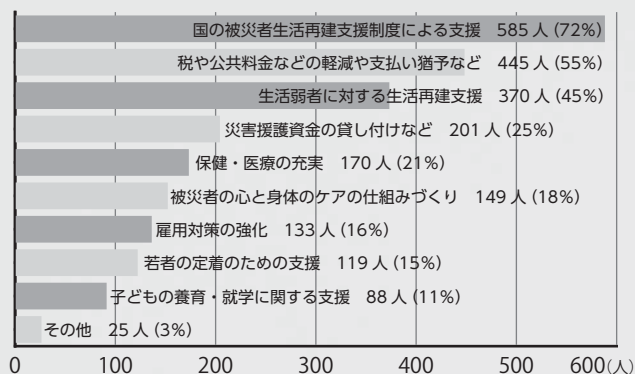
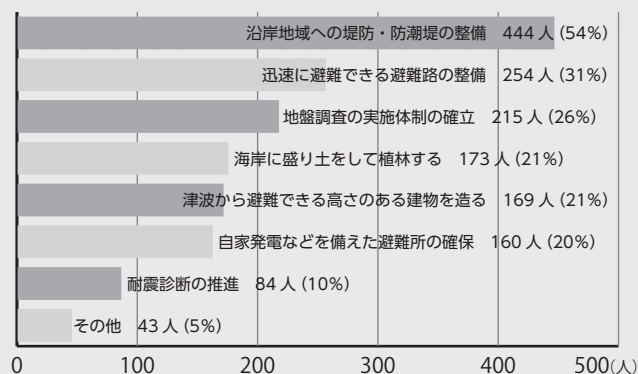


⑦今後優先して取り組むべき被災者の生活支援は？（複数回答）



「国の被災者生活再建支援制度による支援」が585人(72%)で最も多く、次いで「税や公共料金などの軽減や支払い猶予など」が445人(55%)、「生活弱者に対する生活再建支援」370人(45%)が続く。「その他」では、市独自の支援制度を求める意見が多く見られた。

⑥今回の震災を踏まえ、あなたが必要だと思うものは何ですか？（複数回答）



「沿岸地域への堤防・防潮堤の整備」は444人(54%)で最も高く、半数以上の人が必要であると答えている。また「迅速に避難できる避難路の整備」が254人(31%)、「地盤調査の実施体制の確立」が215人(26%)、「海岸に盛り土をして植林する」が173人(21%)、「津波から避難できる高さのある建物を造る」が169人(21%)と続いている。「その他」では、防災無線による避難情報などの周知、防災教育などが必要であるとの回答もあった。

液状化など被害住宅の再建を支援します

液状化などにより、生活の拠点である住宅や地盤に被害を受けた人たちが、早期に安心して安全な生活を回復できるよう、住宅再建のための支援金を交付します。国の被災者生活再建支援制度を利用できる人は、この支援金の交付を受けることはできません。

表1

支援金の対象世帯	支援金の上限額
①液状化などの住宅地盤被害により「半壊に至らない(一部損壊)」被害を受けた住宅を解体した世帯	〈複数世帯〉 100万円
②液状化などの住宅地盤被害により「半壊」または「半壊に至らない(一部損壊)」被害を受けた住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の修復を含む)した世帯	〈複数世帯〉 100万円
③津波や液状化などにより「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯	25万円

申請方法
企画政策課被災者支援室の窓

支援金の対象と額
東日本大震災により、居住していた住宅(二戸建て住宅)に被害を受けた世帯
※アパートなどの集合住宅や賃貸住宅は、対象外。
支援金額
1世帯当たりの支援金の上限額は、表1のとおりです。住宅を解体および地盤などを修復した単独世帯(世帯員が1人)は、支援金額が複数世帯(世帯員が2人以上)の4分の3となります。

口にある申請書に、必要書類を添付して、提出してください。
申請に必要な書類
○り災証明書(市で用意します)
○住民票(市で用意します)
○工事契約書の写し(工事内容が分かる内訳書を添付)
※既に工事が完了している場合は、内訳の入った請求書と領収書の写し、および補修後の写真を添付してください。
○世帯主の預金通帳(支援金の振り込み口座となります)
※被災場所と被災時(3月11日時点)の住民登録が異なる場合は、被災した住宅の公共料金(電気、ガス、水道など)の領収書(平成23年1～3月分)を提出してください。

※現在、市外に住民登録がある場合は、住民登録地で世帯全員および続柄の記載がある住民票の交付を受け、提出してください。

申請期限

平成24年2月29日(水)

申請・問い合わせ先

企画政策課被災者支援室

☎ 62・5367

「震災復興に関するアンケート」 結果の公表

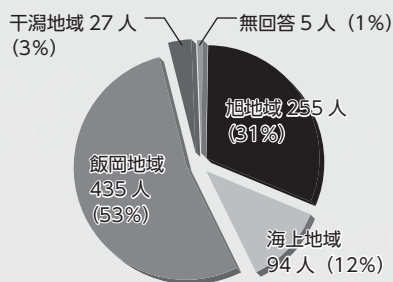
市では、震災後の復興計画を策定するに当たり、今後の復興に向けて取り組むべき施策などについて、市民の意向を確認するアンケートを行いました。
※くわしい内容は、市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎ 62・5307

①被災前の住まいの地域は？



「飯岡地域」が53%、「旭地域」が31%、「海上地域」が12%、「干潟地域」が3%で、回答者の過半数が飯岡地域の人であった。

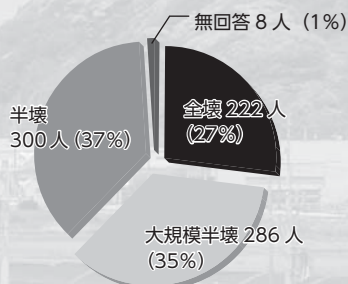
【実施時期】
6月27日～7月10日

【調査対象】
震災により、住宅の被災認定が半壊以上
(半壊・大規模半壊・全壊)の1、272世帯

【調査方法】
郵送による、調査用紙の配布と回収

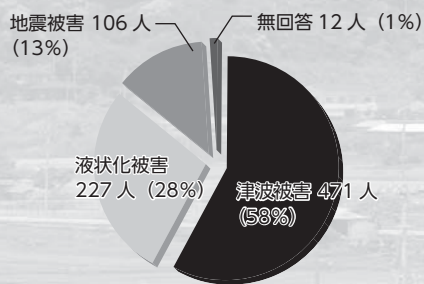
【回答件数】
816件(回収率64%)

③住まいの被害状況は？



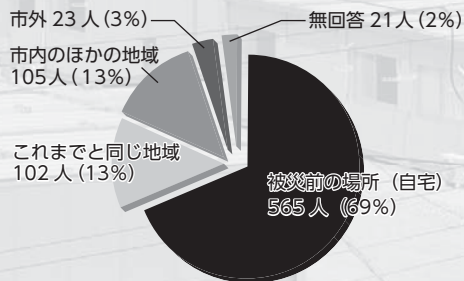
「半壊」が37%、「大規模半壊」が35%、「全壊」が27%であった。

②住まいに被害を受けた主な要因は？



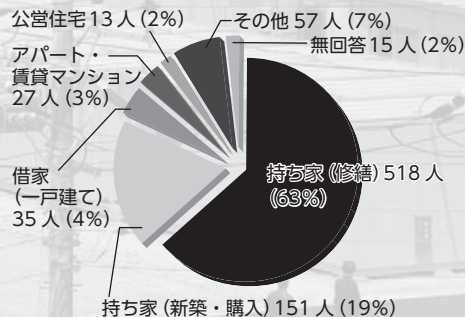
「津波被害」が58%、「液状化被害」が28%、「地震被害」が13%で、回答者の約6割が津波被害であった。

⑤再建する住まいの場所は？



「被災前の場所(自宅)」が69%、「これまでと同じ地域」が13%、「市内のほかの地域」が13%、「市外」が3%で、回答者の約8割が「被災前の場所」または「これまでと同じ地域」を住まいの場所とする結果となった。

④住まいの再建方法は？(仮設住宅は除く)



「持ち家(修繕)」が63%、「持ち家(新築・購入)」が19%、「借家(一戸建て)」が4%、「アパート・賃貸マンション」が3%、「公営住宅」が2%、「その他」が7%で、持ち家(修繕)が全体の約6割を占めた。「その他」では、未定であるとの回答が多かった。